

## ▶ あおぞら共済

商工観光課商工労政係 **内線 732 FAX 42-2696**

あおぞら共済とは一般財団法人とかち勤労者共済センターの愛称です。あおぞら共済は十勝管内の事業所に働く皆さんの福利厚生のため、市町村から負担金を受け、責任ある運営のもと、個々の事業所では実施困難な福利厚生事業や給付事業を行い、会員の皆さんに、会費以上に心と体のケアをしたり楽しんでいただける事業を進めています。

### ▲ あおぞら共済のしくみ

あおぞら共済は、十勝管内市町村からの負担金、基本財産の運用利息、会員からの会費でまかなわれています。

- 1 十勝管内の事業所で働く皆さんを対象とした制度です。
- 2 働く皆さんの福利厚生の充実を目指して事業所の発展のお手伝いをします。
- 3 市町村が応援しているので、会費が有効に還元されます。
- 4 余暇から生活全般にわたる福利厚生制度を目指しています。

### ▲ 給付・助成例

結婚や出産などのお祝金や、見舞金、弔慰金など十勝川温泉などの利用料金を助成  
映画鑑賞、スキー、ゴルフなどの利用料金助成

- 旅行補助…バス旅行など
- 健康診断…定期健康診断、がんドック、人間ドック、脳ドック、乳がん検診など
- 主催事業…ボウリング大会など
- カルチャー教室補助…かちまいアカデミー道新文化センター帯広教室など
- その他、優待利用

## ▶ 農林業関係の事業

農政課 所管事業 **内線 712~719**  
土地改良課 所管事業 **内線 742~747**  
農業委員会 所管事業 **内線 782~783**

農政課では、本町の基幹産業である農業の振興を図るとともに、農業経営の効率化を進め、経営基盤の強化の促進を図っています。また、森林の保全や活用など、魅力ある農村社会の形成に努めています。

土地改良課では、農業用の用排水路整備や維持管理、農道の整備などを行っています。また、暗渠排水、石礫除去、客土など農地についての整備や補助も行っています。

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として設置しています。

主な事業名
● 農政課
● 農家経営対策(利子補給)
● 農業後継者確保対策事業
● 耕畜連携推進事業
● 消費・安全対策事業
● 人材育成事業(農業年輪塾ほか)
● 農業振興地域管理業務
● 人・農地プラン関連事業
● 環境保全型農業直接支援対策事業
● 町有牧場管理委託
● 家畜防疫対策事業
● 家畜伝染病特定疾病互助事業
● 草地畜産基盤整備事業
● 酪農生産基盤強化支援事業
● オサルシナイ林間広場維持管理
● 未来につなぐ森づくり推進事業
● 私有林除間伐推進事業
● 有害鳥獣駆除対策
● 町有林管理事業
● 団体等補助金・負担金
● 土地改良課
● 明渠維持管理事業
● 用水路等維持費補助
● 小規模土地改良事業補助金
● ほ場環境改善支援事業補助金
● 基幹水利施設管理事業
● 畑地かんがい用水施設維持管理事業
● 多面的機能支払事業
● 農業水利施設保全合理化事業
● 道営土地改良事業負担金
● 道営土地改良事業関連調査計画
● ふるさと農道緊急整備事業
● 農業委員会
● 農業後継者対策

# 議会・選挙

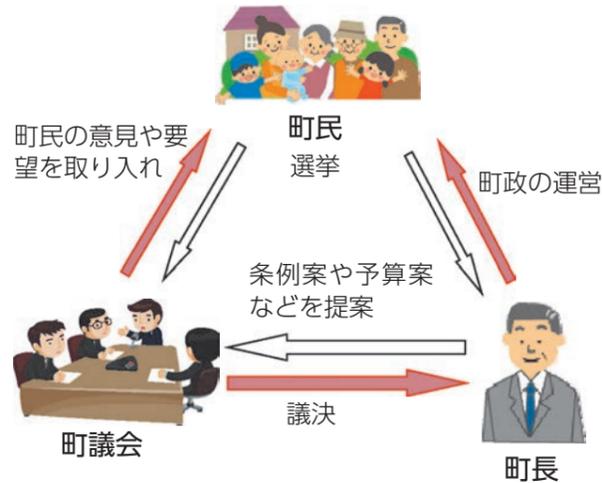
▶ Assembly, election

## ▶ 音更町議会

議会事務局 **内線 252 FAX 42-3575**

### ▶ 議会の役割

選挙で選ばれた町民の代表である議員は、町の仕事の内容やお金の使い方を審議して決定し、それが適切に行われているかをチェックしています。町議会の役割は、町民の意思を町政に反映させることにあります。



### ▶ 議会の運営

#### ● 本会議

全ての議員によって構成される会議のことを「本会議」といい、定例会や臨時会があります。定例会は、年4回(3月、6月、9月、12月)定期的に招集されます。臨時会は、必要があるときに特定の事件を審査するために招集されます。

本会議では、町長から出された議案などの審議や一般質問が行われます。議会の最終的な意思決定は全てここで行われます。

#### ● 常任委員会

- 町の事務を合理的・効率的に調査するため、分野別に次の3つの委員会が条例により設置されています。議員は必ず1つの委員会に所属しなければなりません。
- ◆ 総務文教常任委員会～まちづくり、防災、税金、教育等に関すること
  - ◆ 経済建設常任委員会～農業、観光、水道、土木、公営住宅等に関すること
  - ◆ 民生常任委員会～戸籍、国保、環境、医療、保健等に関すること

### ● 特別委員会

特に必要がある場合に議会の議決により設置されるもので、本会議から付託された特定の事件について審査、調査を行います。

- ◆ 広報特別委員会～議会だよりの編集
- ◆ 予算審査特別委員会～予算を総合的、重点的に審査するために設置されるもので、一問一答方式の質疑により、議論を深めます。  
構成委員：議長を除く全議員  
開催期間：通常、3月定例会中(5日間程度)
- ◆ 決算審査特別委員会～前年度の決算を審査するため設置されるもので、予算が適正に執行されたか、どのような成果があったのかなどを審査します。  
構成委員：議長および議会選出の監査委員を除く全議員  
開催期間：通常、9月定例会中(5日間程度)

### ● 議会運営委員会

議会の円滑な運営を図るために設置されており、会期、日程、議会の運営方針などについて協議しています。また、音更町議会では、議会活性化の方策についても話し合われています。

### ▶ 請願・陳情の仕組み

憲法第16条で認められた権利として、住民が議会に対して自らの希望を述べる行為が「請願」です。「陳情」も住民が議会に対し何らかの要望をするものですが、法令の定めはありません。請願には「紹介議員」が必要ですが、陳情は法的根拠をもたないため紹介議員は必要としません。本町議会では、請願も陳情も委員会に付託の上審査しており、実質的には同じ扱いです。

### ▶ 傍聴しませんか

議会の会議は、本会議、委員会とも公開です。また、議員協議会も原則公開としています。「百聞は一見に如かず」本町で今何が行政課題となっているか、議員の活動を通じて知っていただくために、ぜひ一度傍聴においでください。議場や会議室入口で住所、氏名、年齢を記載していただければ、自由に中に入ることができます。会議日程は、町のホームページ、新聞に掲載されますが、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。



▶ 町民との意見交換の場「議場でひとこと」

## 音更町選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局 内線 234 FAX 42-2117

### 選挙権

選挙権は国や地方公共団体の代表者を、「投票で選ぶことができる権利」です。

#### 選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます

公職選挙法の一部改正に伴い、選挙権年齢がこれまでの満20歳以上から満18歳以上に引き下げられます。この改正公職選挙法は、平成27年6月19日に公布され、1年後の平成28年6月19日以降に公示される国政選挙から適用されます。通常だと平成28年夏に予定されている参議院議員通常選挙から適用される見込みです。

今後、年齢満18歳以上満20歳未満の人が、新たに選挙に参加(投票)できるようになります。みなさん、政治や選挙に関心を持ち、大切な一票を投じましょう。

#### 投票所

音更町の投票所は、現在、27カ所あります。その他に、期日前投票所として2カ所開設しています。

#### 期日前投票・不在者投票

- ・期日前投票・不在者投票は、告(公)示日の翌日から投票日の前日までの間に行うことができます。
- ・期日前投票所で投票できる時間は、午前8時30分から午後8時までです。
- ・期日前投票所・不在者投票記載所は、音更町総合福祉センターと木野コミュニティセンターに設けられます。

#### 指定病院等で不在者投票する場合

指定病院、指定老人ホームなどの都道府県の選挙管理委員会が、不在者投票施設に指定した施設などに入院か入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。

#### 郵便等による不在者投票する場合

身体に重い障がいなどがあって投票に行けない人は、郵便で投票することができます。投票できる人は、身体障がい者や戦傷病者、介護保険法による要介護者の人で一定の障がい、要介護状態にある人です。

投票できる人のうち、視覚障がいなど一定の要件に該当する人は、代理記載制度があります。

なお、郵便等による不在者投票を請求する場合は、あらかじめ町選挙管理委員会が交付する郵便等投票証明書が必要です。

## 選挙の意義

「選挙」は、私たち一人ひとりのために。私たちは、家族や地域、学校や職場など、さまざまな場で暮らしています。私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」なのです。

### みんなの代表

選挙によって選ばれた代表者は、国民や住民の代表者となります。したがって、その代表者が職務を行うにあたっては、一部の代表としてではなく、全ての国民や住民のために政治を行うこととなります。

### 多数決

民主政治の原則である多数決は、人々の意見を集約し、決定する際に用いる方法です。より多くの支持を得た者を代表者とすることによって、政治の安定化を図ります。

### 身近な選挙

「選挙」とは、私たちの代表を選び私たちの意見を政治に反映させるためのもの。そのためにも、私たち一人ひとりが「選挙」に関心を寄せることで、「選挙」はもっと身近なものになるといえます。

### 憲法と選挙

選挙に関する規定を定めた公職選挙法は、日本国憲法第15条で明記されている「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」という憲法の精神にのっとっています。

### 選挙と政治

日本は国民が主権を持つ民主主義国家です。選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

### 政治と国民

「人民の、人民による、人民のための政治(政府)」。民主主義の基本であるこの言葉は、私たちと政治との関係を象徴する言葉です。国民が正当に選挙を通して自分たちの代表者を選び、その代表者によって政治が行われます。



# 公共施設

Public facility

## 音更町役場

音更町元町2番地 TEL 42-2111 FAX 42-2117

### 開庁時間

午前8時45分から午後5時30分(毎週火曜日、1階の町民課町民窓口係は、午後7時まで延長)



### 休日

土曜・日曜日、祝日、年末年始の休日(12月31日から1月5日まで)

### 夜間と休日の窓口

役場庁舎北側入口にある当直室で婚姻、出生、死亡など戸籍の届出を受け付けています。

## 音更町図書館

音更町木野西通15丁目7 TEL 32-2424 FAX 32-2566

### 開館時間

午前10時～午後6時(毎週木曜日/午前10時～午後8時)

### 休館日

毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は次の祝日でない日)、年末年始、図書整理日(毎月第1金曜日、祝日の場合は第2金曜日)、特別整理期間



本館



分館

## 木野支所 木野地域町民センター

音更町木野大通西6丁目1番地 TEL 31-2101 FAX 32-2016

### 開館時間

午前9時から午後10時まで  
※木野支所の業務は、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分(毎週火曜日は午後7時まで)です。



### 休館日

年末年始の休日(12月31日から1月5日まで)

### 施設の使用料(1時間あたり)

区分	5月1日～10月31日	11月1日～4月30日
和室	420円	504円
第1会議室	420円	504円
第2会議室	420円	504円

## 音更町図書館分館

音更町大通6丁目6番地 プロスパ6内 TEL FAX 32-4688

### 開館時間

午前10時～午後6時

### 休館日

毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は次の祝日でない日)、年末年始、図書整理日(毎月第1金曜日、祝日の場合は第2金曜日)、特別整理期間